平成２０年（フ）第２２７１２号
千葉県東金市上谷1549―３
破産者　木原　邦夫
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０１００号
千葉県東金市南上宿38番地29
破産者　木原商事株式会社
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１９号
東京都港区赤坂７丁目３番38号プラスカナダ
破産者　株式会社東京シテイークラブ
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６６号
長野県松本市深志２丁目８番７号
破産者　有限会社イズミメディカル
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２０年（フ）第９４８７号
熊本市辛島町４―26ｖｉｖｏ　Ｋａｒａｓｈｉｍａ712号、開始決定時の住所和歌山市江南132番地
破産者　谷口　　悟
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６５号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目488番地
破産者　株式会社川田工務店
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２７号
鳥取県八頭郡八頭町中310番地１、旧住所鳥取県八頭郡八頭町中313番地
破産者　森田　　宏
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２号
島根県出雲市大社町中荒木2101番地
破産者　杉原急送こと　杉原　　隆
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１３号
島根県出雲市大社町中荒木2101番地
破産者　杉原　節子
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１７号
島根県出雲市平野町68番地
破産者　有限会社上岡建設
１　決定年月日　平成22年８月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１０４０６号
大阪府大東市氷野２丁目６番15号
破産者　株式会社一の木
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２５２号
大阪府枚方市北山１丁目10番38号
破産者　有限会社ポテンシャル倶楽部
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６００号
大阪市北区茶屋町６番23号
破産者　株式会社松柏
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６号
山口市緑町３番31号　株式会社エフエム山口内、商業登記簿上の本店所在地山口市黄金町１番13号
破産者　株式会社サウンドオフィス
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成１８年（フ）第２４７号
山口県岩国市中津町３丁目３番３号
破産者　株式会社防長新聞社
１　決定年月日　平成22年８月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１１６号
宮城県名取市愛島台６丁目１番地の10
再生債務者　大欠　潤司
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月６日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月21日から平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第１３８号
仙台市泉区明石南６丁目１番地の３
再生債務者　森田　宗宏
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月６日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月21日から平成22年10月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第４２号
埼玉県熊谷市西城691番地４
再生債務者　堀口　　栄
１　決定年月日時　平成22年８月９日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月６日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月21日から平成22年10月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（再イ）第８４７号
千葉県市川市菅野２―４―６
再生債務者　関口　陽三
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月６日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月21日から平成22年10月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第１０９２号
東京都葛飾区白鳥４―９―９
再生債務者　吉田美貴男
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月６日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月21日から平成22年10月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第１０９３号
東京都葛飾区白鳥４―９―９
再生債務者　吉田文美子
１　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年９月６日まで
４　一般異議申述期間　平成22年９月21日から平成22年10月12日まで
東京地方裁判所民事第20部